

令和 3 年

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

1. 日 時

令和3年4月20日（火）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	大 萱 宗 靖
2 番委員	吉 岡 洋 子
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
生活文化部文化スポーツ課副参事兼まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	山 口 昌 直
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

1 番委員（大 萱 宗 靖 委員）

2 番委員（吉 岡 洋 子 委員）

7. 教育長報告

教育長 （令和3年4月定例会教育長報告に基づき報告）

若林委員 修学旅行に関する内容があったが、遠足、社会見学、運動会等はどのような予定か。

学校課長 それぞれの学校から計画等が提出され始めている状況です。今のところ計画どおり行う予定ですが、今後の状況により、中止又は延期等が考えられます。また、行先は県内に限っており、乗り合い交通機関は使用せず、徒歩又は衛生対策が講じられている貸し切りバス等により行うというルール作りも行っています。

教育長 現段階において修学旅行に関しては、中部中学校と関中学校は北陸・富山方面へ、亀山中学校は県内と和歌山県の一部という予定となっている。従って、3か月前からキャンセル料が発生することも踏まえ、今後の状況等を勘案しつつ判断していきたい。

（ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。）

8. 議事

教育長 議案第19号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第1号「亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命についてであります。詳細については、学校課長より説明します。

（資料に基づき説明）

（質問はなく、議案第19号は可決される）

- 教育長 議案第20号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育部長 専決第2号「亀山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」
専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、亀山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱についてであります。詳細については、学校課長より説明します。
- (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第20号は可決される)
- 教育長 議案第21号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育部長 専決第3号「亀山市教育支援委員会委員等の委嘱及び任命について」
専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、亀山市教育支援委員会委員等の委嘱及び任命についてであります。詳細については、学校課長より説明します。
- (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第21号は可決される)
- 教育長 議案第22号及び第23号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 専決第4号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山東小学校）」
専決第5号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山中学校）」
- 教育部長 議案第22号及び第23号の専決処分した事件の承認については、学校運営協議会新規認定校分の委嘱についてですので、一括提案させていただきます。亀山市教育委員会事務委任規則第3条

第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、議案第22号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山東小学校）」、議案第23号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山中学校）」であります。詳細については、学校課長より説明します。

（資料に基づき説明）

（質問はなく、議案第22号及び第23号は可決される）

教育長

議案第24号から第27号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第6号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山南小学校）」

専決第7号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（昼生小学校）」

専決第8号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関小学校）」

専決第9号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関中学校）」

教育部長

議案第24号から第27号の専決処分した事件の承認については、任期満了に伴う学校運営協議会委員の委嘱についてですので、一括提案させていただきます。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、議案第24号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山南小学校）」、議案第25号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（昼生小学校）」、議案第26号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関小学校）」、議案第27号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関中学校）」であります。詳細については、学校課長より説明します。

（資料に基づき説明）

（質問はなく、議案第24号から第27号は可決される）

教育長

議案第28号から第35号「専決処分した事件の承認について」

を上程し、事務局の説明を求める。

専決第10号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山西小学校）」

専決第11号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（井田川小学校）」

専決第12号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（川崎小学校）」

専決第13号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（野登小学校）」

専決第14号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校）」

専決第15号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（神辺小学校）」

専決第16号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（加太小学校）」

専決第17号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（中部小学校）」

教育部長

議案第28号から第35号の専決処分した事件の承認については、任期途中における一部の学校運営協議会委員の委嘱についてですので、一括提案させていただきます。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したもので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、議案第28号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山西小学校）」、議案第29号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（井田川小学校）」、議案第30号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（川崎小学校）」、議案第31号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（野登小学校）」、議案第32号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校）」、議案第33号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（神辺小学校）」、議案第34号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（加太小学校）」、議案第35号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（中部中学校）」であります。詳細については、学校課長より説明します。

(資料に基づき説明)

教育長 委員の任期について、必要だから2年としていると考えられる中で、任期途中の交代については退職や人事異動等やむを得ない事情のほかは異例のことと考える。必ずしも異動等の理由ではない例えばPTA代表からの選出委員が毎年1年ずつで交代している状況が見受けられるが、どのように考えているのか。

学校課長 PTAからの選出委員全てが1年で交代している学校も見受けられます。そのような学校については、委員任期に関する趣旨等を改めて伝えます。

教育長 今後の委員委嘱に関して、そのようにならないように伝えるという理解でいいか。

学校課長 はい。

(他に質問はなく、議案第28号から第35号は可決される)

教育長 議案第36号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第18号「亀山市社会教育委員の委嘱について」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、亀山市社会教育委員の委嘱についてであります。詳細については、参事生課長より説明します。

(資料に基づき説明)

教育長 社会教育委員についても2年任期となっているが、1年で変更となっている委員はいないか。

参事生課長 基本的に任期2年となっていますので、人事異動や選出団体の役員改選等がない限りは変更ありません。

(ほかに質問はなく、議案第36号は可決される)

教育長 議案第37号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第19号「亀山市公民館運営審議会委員の委嘱について」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員

会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、亀山市公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。詳細については、参事生課長より説明します。

(資料に基づき説明)

大萱委員 「社会教育の関係者」区分の3名が辞められて、新たな3名の区分はその区分でない方がみえ、全体的な委員区分のバランスに変化がある。この理由は何か。

参事生課長 以前から公民館講座での講師や生涯学習推進委員等社会教育の経験者は「社会教育の関係者」として区分しています。例えば新たな委員の三谷氏については、学校校長の経験者ですので、「学校教育の関係者」として区分されています。昨年までみえなかった「学校教育関係者」区分からの委員選出ができましたので、以前より区分のバランスがとれたと判断しています。

若林委員 新たに谷氏を選出ということで「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の区分が増えている。何か狙いはあるのか。また、今回の選出により女性委員が1名減ることとなるが、どのようにお考えか。

参事生課長 委員については、中央公民館長との協議の上選出させていただいています。区分のバランスについてもその中で考慮はしましたが、結果的に今回のような選出となりました。

教育長 谷氏が代表を務める「子育てサロン windsoil」とはどのような団体か。

教育部長 ネイチャーゲームや自然食材を使用した子育てを展開する等、自然と触れ合う中での子育てを推進している団体です。谷氏については、もともとはかめやま人キャンパスの受講生であり、そのスキルを生かした人の輪の拡大も行っており、子育てに関して様々なご意見をいただけるであろうと認識しています。

教育長 かめやま人キャンパスの受講生又は卒業生が様々な活躍をしていただくという観点の方がウェイトが高いと判断してもいいか。

教育部長 子育てからの視点も当然のことながら、学びの成果を地域に生かしていただく事も両方期待しているところです。

(ほかに質問はなく、議案第37号は可決される)

教育長 議案第38号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第20号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱についてであります。詳細については、まちGLより説明します。

(資料に基づき説明)

(質問はなく、議案第38号は可決される)

9. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市児童生徒結核対策委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「亀山市中高連携推進委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

宮村委員 委員について、特にあて職とは思えないが、男性ばかりである。配慮はできないのか。中高連携という視点から考えると少し違和感がある。

学校課長 ご指摘のとおりと考えていますが、現状、進路担当者に男性教諭が以前から多いという傾向があります。ただ、進路担当者＝男

性という固定観念に繋がらないように、この件については意見を述べたいと思います。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「亀山市学校教育ビジョン策定委員会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

大萱委員 いじめの解消について、令和2年度は11件解消しているということだが、一方、7件は解消していないとみえる。この状況についてはどのように考えているのか。また、いじめについては新型コロナウイルスの影響で少なかったとあるが、不登校については如何か。増えているのか。

研究GL まず、いじめにつきまして、認知件数18件に対し年度末時点で解消のあった事案が11件となっており、7件が未解消事案となっています。そのうち6件については、いじめ解消の定義期間を経過していない事案であるため、相当期間が経過しこのままの状況が継続すれば解消となっていく事案です。残り1件については、小学6年生に関する事案であり、中学校入学等による環境変化を考慮し、相当期間は経過しているものの、もう少し様子を見ていくということで未解消案件となっています。

また、不登校の状況については、ご指摘のとおり様々な取り組みは行っているものの数字としては横ばいです。内訳から判断すると昨年度は3月が臨時休校となり不登校の数が集計等の関係で増えたことになっていますが、3月だけで12件と跳ね上がっています。累積で30件を超えたということは比較的少しずつの形跡を積み重ねて不登校になったという点を含めて、この数字となったと考えられます。また、魅力ある学校づくりの事業を受けまして、新規の不登校者数と継続の不登校数を比べていくと、新規不登校者数については、小学生では令和元年度で16人に対して昨年度は19人、中学生では30人に対し21人と大幅な減少傾

向が見られます。そういった意味では内訳として継続の不登校者数が多いということで、新規不登校者の抑制並びに継続した個別支援の両面から様々な取り組みを通して不登校者支援を行っていきたいと考えています。

教育長 1件分は3か月経っているのに未解消ということか。

研究G L そのとおりです。

教育長 それはどのような状況か。

研究G L いじめとしては発生していない状況ですが、環境変化等を勘案して、未解消事案として取組継続、経過観察を行いたいという学校の意向があるためです。

教育長 不登校について、新規数が減ったというのは中学校であり、小学校では増えているのではないか。

研究G L 4年生から6年生が増えていると認識しています。

教育長 それは何故か。

研究G L 一概には言えませんが、家庭環境における兄弟関係の繋がりが4年生くらいから出てくる傾向があります。また、発達的に課題があつたり、抽象表現の学習が入ってきたりしたときに、学力や人間関係の築きの弱さの部分で不登校へ繋がる傾向はあります。この件については、現在文部科学省でも調査を行っている最中であり、結果が出た段階で分析を行う予定です。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「亀山市学校教育ビジョン改定に向けたスケジュールについて」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

教育長 学校教育ビジョンも今年度で区切りとなるが、教育大綱についても今年度改定予定である。生涯学習計画等も同様である。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「市内小中学校における総勤務時間縮減の取組について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

若林委員 白川小学校や亀山南小学校のような小さな学校について、規模から考えると時間外労働が多いと思うが、詳細を教えてください

たい。

学校課長 亀山南小学校については休職による欠員が出たため、その補填に関する時間外労働がありました。白川小学校については具体的な要因はありませんが、職員数が少ないため、個人個人の勤務状況に影響される部分が多いため変動があると考えています。

教育長 資料から判断すると昨年度より抑えられていると判断される。

大萱委員 資料について、227人は小学校対象職員数の合計だと判断されるが、一人当たりの時間外労働時間数は、それぞれの学校の平均時間数を11校で割った値としているのか。

学校課長 227人全員の総時間外労働時間数を227人で割った値となっています。

大萱委員 令和2年度の目標30時間というのとは何か。

学校課長 各学校が立てた目標値の最大値であり、各学校の平均値ではありません。

教育長 昨年度の1か月80時間を超える時間外労働者数の累計が4人となっているが、この4人が固定化してきている。課長面談を行っているのか。

学校課長 80時間を超えると面談を行うこととしていますので、直接面談し、指導を行っています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項9「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項10「亀山市生涯学習推進会議委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 1 「亀山市放課後子どもプラン運営委員会委員の委
嘱及び任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 2 「亀山市図書館整備推進委員会委員の任命につい
て」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 3 「亀山市図書館運営委員会委員の委嘱について」
説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 4 「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 5 「関図書館の臨時休館について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 6 「「鈴鹿関跡」国史跡指定の告示について」説明
を求める。

(まちGL詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 7 「令和 3 年度教育委員会事務局使命・目標につい
て」説明を求める。

(教育部長詳細説明)

若林委員 1 2 7 ページの上で「適応指導教室の体系強化やNPOとの連

携を生かした新たな仕組みづくりを進めます」とあり、大変期待をしているが、新たな仕組みというのはどのようなものか。

教育部長

先ほどの適応指導教室の増員と、今年度からNPOと連携しアウトリーチを視野に入れた対応を考えていきたいと考えています。その中で「必ず学校に行きなさい」ではなく、1人1人実情に合った学びの保証を進めていくものです。

教育長

具体的に、NPOというのは亀山市社会福祉協議会会長等が構成している「亀っこサポート」という団体を指している。以前から適応指導教室に指導補助として入った実績がある団体である。現状は適応指導教室が青少年研修センターに1箇所あるだけだが、市内北東方面より遠くの箇所で、第2の適応指導教室のようなものを模索していると聞いている。よって、新たな居場所が生まれるかもしれない。例えば、そのコーディネーター役として新たに増員した適応指導の指導員が担当すれば連携等が可能と考えている。

また、不登校から引きこもりへ続いてしまう傾向が見受けられることから、今年度、福祉部門にて引きこもり対策相談員が新規に任用されている。そこで、教育と福祉の連携を強固にする模索を始めており、部局間また新たな居場所といった仕組みづくりを進めていくというものである。

大萱委員

⑥に「「かめやま人キャンパス」を核とした地域に根差し地域で活躍する人材育成の仕組みづくりを進めます。」とあるが、地域の活性化や例えばまちづくり協議会関係の中に受講された方を取り入れていく考えなのか。

教育部長

令和3年度が最終クールとなるため、その修了生の方が行政委員等に幅広く参画していただくことを積極的に進めていきます。加えて、地域課題の解決として、コーディネーター役や中間支援的な形で人を繋ぐ等を含めた活躍を期待しています。そのための人材育成として、今形になってきていると考えています。

大萱委員

かめやま人は何人いるのか。

教育部長

一部コースが重複している方もいますが、受講者数は160人います。

大萱委員

どの程度の期間行うのか。

教育部長

1年目に入門編、2年目が基礎編で実践を交えながら学び、3年目が実践編で実際に地域活動を実践いただいてスキルを高めて

いただいています。この3か年を1クールとして修了後は講師等をしていただきながら次の3か年を続けていただくこととなります。

教育長 終了すると「かめやま人」という称号がもらえることとなる。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項18「工事及び委託事業の発注状況について」説明を
求める。

(総務課長、学校課長、参事生課長詳細説明)

大萱委員 契約額100万円未満の放課後子ども教室運営業務委託もある
のか。

参事生課長 あります。

大萱委員 講師の謝礼は高いのか。

参事生課長 県の補助を受けており1教室1万円程度となっています。例
えば川崎小学校では、スポーツ少年団や地域の関係団体と連携しな
がら運営を行っていますので、講師の謝礼が安価だと聞いていま
す。

教育長 委託の契約額については、事業の開催数、指導者の人数等によ
って大きく変わる。例えば亀山西小学校は、大きな学校であるが
契約額100万円未満であることから判断すると、事業の規模や
回数は少ないと判断してもいいのか。

参事生課長 新型コロナウイルス感染症等の要因を含めて事業の回数等を地
域において判断していただいているため、一概に大規模校だから
回数が多いという形にはなっていません。

宮村委員 学習プリントシステム「問題データベース」作成管理業務委託
について、このシステムの利用料は必要ないのか。また契約業者
はこのシステムの作成業者であるのか。この業務は各市で行うも
のなのか。例えば鈴鹿市と同時に行うと安価になるとか、そのよ
うなことは出来ないのか。

教支GL この問題データベースは東京書籍が作成しており、それをダウ
ンロードして使用するというものです。

宮村委員 それは無料か。

教支GL その1年間の契約費が本契約額となっています。使用料は使用
する人数によって異なり生徒数に応じて契約額が変動します。

- 宮村委員
教支G L
では今回の契約業者は仲介業者ということか。
はい。直接東京書籍と契約ができないため、この契約手法を採用しています。
- 研究G L
システムについては、本システムに加えて1人1台端末の活用について「Eライブラリ」というアプリケーションを市内小中学校全生徒分の契約を行い、その運用を始めています。
- 宮村委員
システムにも様々あって、2本立3本立という形で運用していくということか。
- 研究G L
「Eライブラリ」はクラウド型のアプリケーションであり、今後の状況を勘案し、家庭の通信機器を使用して使用することも可能となっています。
- 宮村委員
利用料等はどのようになっているのか。
- 研究G L
GIGA スクール構想の中で、1人1台のタブレット端末を導入した時に市の負担として契約を行っています。現在も利用料が発生しています。
- 宮村委員
タブレットの持ち帰りは出来るのか。
- 研究G L
現状はオンライン学習について想定していませんが、今後環境整備が整った段階では使用できると考えています。ただ、家庭の通信機器を使用いただければ、現在も学習が出来るようになっています。
- 宮村委員
新型コロナウイルス感染症の今後の状況等も踏まえながら、このような事業を進めていただければと思う。
- 教育長
家庭におけるタブレットの活用については、各家庭での通信環境等の実態調査を行い、またタブレットの持ち帰りのルール化、ガイドライン等の作成を行いつつ、現段階では検討しているという認識でいいか。
- 研究G L
5月中に調査を行い、各家庭にタブレットを持ち帰れるように検討を始めます。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長
報告事項19「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項20「後援事業について」説明を求める。
 (総務課長詳細説明)
 (質問はなく、報告を終わる。)

11. 閉会

午後4時15分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員